

ふるさとのことば ⑧

「素麺講に当たる
栃麺棒振る」

初回に紹介した「にやつく（むしあつ）」「ねまる（食べものが腐る）」は、前後の言葉から察しがつく。「そうめんこう」となるとまるでわからない。

素麺講と書く。初盆の家には親類や縁者から二束、三束のそうめんを届ける習わしが近年まであった。このことから、初盆の仏さんを「素麺講に当たる」と言った。

「あの人も去年の盆まで元気

いしとんたはつて、今年やあとうとう素麺講に当たつてしまいたつた」と、まことに当たりやわらかな博多言葉になる。

しかし、世の中の移り変わりが早く、隣近所の付き合いも浅くなるとうした習わしは廃れていく。年配の女性が語る。「お金なら出す入らず。それでまかせて、素麺講する人は本当に少なくなりました」。

もう一つは「栃麺棒振る」。「あ

んまり急な話で、とちめんぼうふりよりますつちやが」。私はあわてておりますよ、という意味である。

栃の木は山地に自生し、秋になると赤褐色の実をつける。それを水にさらしてアク抜きし、すりつぶして小麦粉にまぜてこね、手につかめるぐらいの堅さに練つて、板の上で麺棒を押し回し、ソバのようにして食べていた。このとき、早くしないと冷めてかたまるので、せかせかと棒を使うことからそう言った。

町の古老にもつと詳しく聞こうとしたら、そんな言葉知らないと言われ、おやと思ったことがある。

固定資産課税台帳 土地価格等縦覧帳簿 家屋価格等縦覧帳簿 を閲覧・縦覧の用に供します

平成16年度固定資産課税台帳、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり、閲覧および縦覧の用に供します（土曜日・日曜日・祝日を除く）。

ただし、閲覧および縦覧できる人は、固定資産税納税者などに限られます。

●閲覧（固定資産課税台帳）

4月1日から

●縦覧（土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿）

4月1日から5月31日まで

●閲覧および縦覧場所・問合せ先 役場税務課

☎932-1151

毎週 水・金 曜日の朝（10:00～12:00）は

65才以上

須恵町 わくわくデイサロン

ボランティアセンター1階（定員30名 自己負担 1回300円）



介護予防事業 4月のメニュー		16日(金)	21日(水)	23日(金)	28日(水)	30日(金)
		陶芸 光安 透子 先生	フラワーソープ「ばら」 柴田 裕史 先生	ハンドベルと 懐かしい唱歌 近藤 美奈子 先生	ほのぼの体操 高瀬 弥生 先生	わくわくタイム 梅野
介護予防事業 5月のメニュー		7日(金)	12日(水)	14日(金)		
		がま口ペンケース 梅野	フラワーアレンジメント 矢野 由紀 先生	ケアピクス 林崎 万里子 先生		

申込み・問合せ先

須恵町
社会福祉協議会

☎933-2160



いちいちぎゅう 山火事を防ごう！

春先、この時期は、空気が乾燥しているうえに、山林に落ち葉や枯れ草が散乱していますので、山火事発生の危険性が非常に高くなります。さらに、季節風やフェーン現象が発生すると一層危険が高まります。

また、季節柄ドライブや登山など、行楽で入山する人が多くなるため、たき火やタバコの投げ捨てなどで火災が多発する時

期でもあります。

平成14年中、全国で発生した山火事は、3341件で、焼損面積は2643畝、損害額は14億4000万円となっています。一日あたりにすると、全国で毎日9・2件の山火事が発生し、7・2畝（福岡ドーム1個分）が消失したことになります。

出火原因としては、「たき火」、「たばこ」、「火入れ」など火

気の取り扱いの不注意や不始末によるものが多く、落雷などの天災によるものは1%程度と極めて稀で、山火事の原因のほとんどが人間の不注意などによるものです。

大切な緑を山火事から守るため、次のことを守りましょう。

- 1 付近に枯れ草がある場所では、たき火をしない。
- 2 キャンプやピクニックに出かけた際には、使用した火の後始末をする。
- 3 その場から離れるときは、完全に消火する。
- 4 風が強いときや空気の乾燥し

お知らせ

―かけがえのない乳幼児の命を守るために― 乳幼児の救急救命講習会を開催します

目前で小さな子どもが生死をさまよひ、助けを求めている時、あなたはどうしますか？
消防本部では次のとおり、乳幼児（0歳から8歳未満）を持つお父さん、お母さんを対象とした救命講習会を開催します。ぜひ参加してください。

▼日時 5月14日（金）
9時30分～12時30分
▼場所 粕屋南部消防本部
▼定員 30人
▼受講料 無料
▼申込み・問合せ先
粕屋南部消防本部救急係
☎935・5111

ているときは、たき火や草焼きはしない。
5 たき火や草焼きをするときは、消火の準備をする。

6 タバコの吸殻は必ず消し、投げ捨てない。
7 火入れをするときは、最寄りの消防署に届け出ること。

地域安全 速報 安全安心まちづくり粕屋地区 セフティタウン須恵

～4月は風俗環境浄化活動に 重点を置いて活動します～

●営業者の方は、次の行為をしないように 注意してください

- ・15歳未満の少年に、物品の販売および役務の提供を業として風俗営業所に立入らせる行為。
- ・18歳未満の少年に淫行させることや心身に有害な影響を与える行為をさせる目的で自己の支配下に置く行為。
- ・使用者が15歳未満の少年を労働者として使用すること、および18歳未満の少年を22時から5時までの間に使用する行為。
- ・20歳未満の少年に酒類を販売する行為。
- ・20歳未満に煙草を販売する行為
などがあります。

●家庭においては、次のことに気をつけましょ う。（非行のきざしにチェック）

- ・服装が急に派手になったり、髪型が変わった。
- ・学校を平気で遅刻したり、早退するようになった。
- ・言葉遣いがあらくなった。
- ・帰宅したときにタバコやアルコールの臭いがするようになった。
- ・携帯電話の料金の請求額が高くなった。
- ・毎晩帰宅が遅くなった。
（夜遊びの兆候）
- ・外泊をするようになった。
- ・メールが頻繁に入り、夜間の呼出しが多くなった。
- ・こづかいで買えないような高価な物を持つようになった。
などがあります。

●問合せ先

粕屋警察署・粕屋地区防犯協会

☎939-0110（内線261・262）